

(16) 高齢者の生きがいと健康づくりについて

ア 老人クラブ活動について

平成12年度から介護保険が実施されたところであるが、それとともに、介護予防や健康づくりの観点から、介護を必要としない元気な高齢者に対する施策が求められている。老人クラブが主体となってそれぞれの地域において推進している多様な高齢者の生きがいと健康づくり活動については、活力ある高齢社会を構築する上で、大きな効果が期待されるものであり、平成12年度予算において、介護保険法の円滑実施の一翼を担う事業として、「介護予防・生活支援事業」に組替計上を行ったところである。

老人クラブ活動については、その重要性に鑑み、厚生労働省としても、引き続きこれを支援していくこととしているところであり、「介護予防・生活支援事業」等における老人クラブへの事業委託など、その活用についても積極的に考慮されたい。

また、平成12年度に創設した「市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業」については、今年度、個々の事業について、都道府県・指定都市、中核市との事前協議を実施したが、文化・教養活動等本事業の目的に合致しない事業や、個人給付につながるような事業等、国庫補助対象事業として不適切な事業も見られた。一方で、不採択となった事業の中には、市町村における事業の組み立て方や予算計上の方法等を工夫することにより、十分補助対象事業となりうるものも見受けられた。

各都道府県におかれては、平成13年度の協議に当たっては、このような点も十分考慮いただき、本事業の促進を図るため、管内市町村に対し、市町村老人クラブ連合会等の活動状況を十分把握のうえ事業内容等を検討し、協議するようなお一層の指導に努められるようお願いする。

なお、平成12年度補正予算において、「高齢者の情報化適応事業」(高齢者に対するパソコンの普及啓発)の予算を確保したところである。この事業は、全国老人クラブ連合会が各都道府県老人クラブ連合会の職員を対象に、パソコンの指導ができるようにするための講習会を行い、その職員を通じて、各市町村老人クラブ連合会や単位老人クラブの会員に対し、パソコンの活用を普及させることを目的としたものである。

パソコンの活用により、高齢者の情報能力の育成、生きがいと健康づくりの推進に資

するなど介護予防の観点からも、各都道府県・指定都市においては、特段の御支援と御協力をお願いしたい。

イ 高齢者の生きがい促進のための就業支援事業について

本事業は、老人クラブ会員に対して就業を通じた生きがい・健康づくりを図るため、都道府県指定都市老人クラブ連合会(旧厚生省所管)と都道府県シルバー人材センター連合(旧労働省所管)が協力して実施する連携事業として、平成11年度に創設された事業である。

本事業については、これまでのところその実施が非常に低調な状況にあるが、今般の省庁再編により、厚生労働省としてもより円滑な連携が期しているところであり、各都道府県においても、民生部局と各都道府県労働局との十分な連携を図るとともに、本事業に対する積極的な取り組みについて、特段の御配慮をお願いしたい。

ウ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

(ア) 第14回全国健康福祉祭広島大会(2001ねんりんピック広島)

・テーマ 「あなたの笑顔にあいたいけん」

・期 日 平成13年10月6日(土)～10月9日(火)

・会 場 広島市をはじめ14市町

・今後の開催予定

第15回(平成14年度) 福島県

第16回(平成15年度) 徳島県

第17回(平成16年度) 群馬県

第18回(平成17年度) 福岡県、北九州市、福岡市

第19回(平成18年度) 静岡県

第20回(平成19年度) 茨城県

第21回(平成20年度) 鹿児島県

(イ) 広島大会に対する選手等の派遣

全国健康福祉祭の趣旨である高齢者の社会参加及び地域間、世代間の交流を積極的に推進するため、都道府県明るい長寿社会づくり推進機構とも連携を図りながら、各イベントにおける参加者の裾野を広げるよう努めるとともに、本大会に対する選手等の派遣など十分な参加体制が確立されるようご配慮願いたい。

なお、選手募集については、「大会の概要」(参考資料)を参照されたい。

(ウ) 地域における高齢者のスポーツ・文化活動等の推進

全国健康福祉祭の目的、理念を地域に浸透させ、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、各地方自治体においても、地域の実情に応じた地方版ねりんピックの開催について御配慮願いたい。

(17) 介護サービス等の振興等について

ア 介護サービス事業者の振興について

介護保険制度施行後、介護サービス事業に関しては、民間事業者を始めとして多様な事業主体が参入し、指定事業所数は全体的にみて増加してきている状況にあるが、各地域において、要介護者等のニーズに対応できる介護サービスが十分に確保され、サービスの質の向上が図られるためには、今後とも多様な事業主体の参入が期待されることである。

このような介護サービス事業者の振興と健全育成を図るために「介護サービス適正実施指導事業」の中で「サービス事業者振興事業」に対する補助を行っているところであるが、引き続き各都道府県内各市町村の実情に応じて、本事業の活用を図りつつ、要介護者等が必要な介護サービスを適切に選択できるような環境整備を進めるようご配慮願いたい。

とりわけ、離島等の介護サービスが不足する地域においては、平成13年度より新たに事業者の誘致活動や情報提供を事業内容とした「離島等サービス確保対策事業」に対する補助を行う予定である。事業内容の詳細については、別途実施要綱でお示しする予

定であるが、現時点では、サービス確保が著しく困難な過疎地域等で介護保険法に基づき厚生大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第53号)を対象とし、事業者の参入促進を図るための誘致活動や情報提供を行う事業を補助対象とするほか、地域内にある既存有効資源等の活用の観点から、指定基準は満たさないものの基準該当としてサービスを提供する事業者の立ち上げ支援に係る経費も補助対象とすることとしている。

また、その振興及び健全育成にあたっては、事業者の自主的な取組として設けられている(社)シルバーサービス振興会やシルバーサービス地方振興組織等の積極的な活用を図り、総合的な振興策を講じることが重要である。

また、有料老人ホーム及び民間老後施設(いわゆるWAC施設)に対する融資制度については、現在、「社会福祉・医療事業団」、「年金福祉事業団」、「日本政策投資銀行」の3機関により行われているところであるが、平成13年3月31日をもって年金福祉事業団が解散することに伴い、これまで年金福祉事業団が行っていた業務については、平成13年4月より社会福祉・医療事業団にほぼ同様の条件で引き継がれることとなる。

詳細については、社会・援護局の全国主管課長会議において示される予定であるので、そちらの資料を参照願いたい。

また、年金積立金還元融資(特別地方債)を活用して実施されている高齢者住宅備資金貸付事業についても、平成13年4月からの財政投融资制度の改革等に伴う特別地方債の廃止により、同様の条件で一般の地方債による事業となる。

詳細については、年金局の全国主管課長会議において示される予定であるので、そちらの資料を参照願いたい。

イ 介護サービスの適正な提供について

介護サービス事業者による保険給付としての介護サービスの提供にあたっては、運営基準等を満たした上で、要介護者等の心身の状況及び生活実態等に応じた適切なサービスの提供が求められるところであるが、一部の事業者においては、人員基準等を満たさない状態でサービス提供を行っている例も認められるところである。各都道府県においては、各指定介護サービス事業者に対して、改めて人員配置も含めた運営基準等の遵

守について周知徹底をお願いする。

特に訪問介護については、引き続き適正な取扱いが求められているところであるので、先般お配りしたリーフレットを活用するなどによって、各市町村、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者及び要介護者等への訪問介護サービスの適正な提供及び利用に関する周知を図る必要がある。

なお、平成13年度において、訪問介護計画の作成などの重要な役割を担う訪問介護のサービス提供責任者を対象とした研修事業に対する補助を行うこととしているが、本事業の標準的なカリキュラムは、現在、(財)長寿社会開発センターにおいて、その内容を検討中である。

ウ 有料老人ホームに対する指導について

有料老人ホームについては、介護保険制度において「特定施設入所者生活介護」として保険給付対象に位置付けられ、様々な主体が参入し、施設数も増加している状況にあり、今まで以上に適正な運営が求められてくる場所である。管下の有料老人ホームに対しては、各都道府県が定める「設置運営指導指針」等による指導や「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている場合には、指定基準等に基づき、入居者保護の観点から指導や調査を適切に行っていただき、必要に応じて改善命令を行うなど適切な運営の確保に御尽力をお願いしたい。また、形態は有料老人ホームでありながら、廊下の幅員等が指導指針に合致しない等によって有料老人ホームとしての届出がされていないような施設に関しても、有料老人ホームとして届出をさせ、その運営や情報開示等について必要な指導を行われたい。

なお、有料老人ホームの表示に関しては、平成12年11月に公正取引委員会から警告を受け、指導の徹底の文書を発出したところであるが、高齢者にとって、入居の際にわかりやすく適正な表示が求められることは言うまでもないことであり、その内容が不当であることは、不当景品類及び不当表示防止法に抵触するばかりか、有料老人ホーム全体の社会的信頼を損なうものであり、重ねて指導の徹底をお願いしたい。

(18) 訪問介護員の養成について

ア 訪問介護員養成研修の適正な実施について

(ア) 各都道府県における研修指定取扱要領の整備について

各都道府県における訪問介護員養成研修指定のための取扱要領等については、これを作成するのに相当の時間を要すると考えられることから、当面の間は旧通知(「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知))に基づく基準により指定を行って差し支えないこととしてきたところであるが、旧通知については平成12年度をもって廃止することを予定しているため未だこうした要領等の作成を行っていない都道府県におかれては、早急に作成されたい。

また、各都道府県において作成される研修指定取扱要領等は、介護保険法施行令及び訪問介護員に関する省令の規定に抵触しないことが必要であり、既に要領等を作成している都道府県においては、その内容を精査の上、不適切な部分があれば速やかに改正の措置を講じられたい。

(イ) 解釈通知の一部見直し等について

上記(ア)で示すとおり、平成12年度をもって「旧通知」については廃止する予定であるが、あわせて、省令の解釈通知(「訪問介護員に関する省令について」平成12年3月21日老企第46号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部見直しを行い、「旧通知」に規定されている研修実施上の必要事項についても記載する予定である。

また、平成12年度においては、単一の都道府県からの指定を受け、複数都道府県にまたがり研修事業を行っている研修事業者の指定のあり方について見直しを検討しているところである。その場合、指定に関する都道府県間での移行に相応の期間を要すると考えられることから、円滑な移行が行われるよう準備期間を設けることを検討しており、追って詳細をお示しする予定であるので、留意願いたい。

イ 「訪問介護員養成研修円滑化事業」の実施について

平成 13 年度においては、訪問介護員養成研修における実習受入れ等が円滑に行われるよう、新規に「訪問介護員養成研修円滑化事業」を行うこととしている。

各都道府県においては、既存の「訪問介護員資質向上事業」、「離島等における訪問介護員養成事業」とあわせ、当該事業の活用について検討されたい。

なお、本事業については、厚生労働省においても、適宜、都道府県を通じて平成 13 年度の執行状況の把握を行い、平成 14 年度執行に反映させる予定であるので留意されたい。(具体的な内容については、下記「実施要綱」(案)を参照のこと。)

訪問介護員養成研修円滑化事業実施要綱(案)

1. 目的

「訪問介護員養成研修事業」の実習受け入れ部分が円滑に実施されていない現状に鑑み、実習受け入れ部分への助成金の支給により円滑な事業の実施を促進し、もって適正な訪問介護員の確保を図る。

2. 実施主体

都道府県とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができるものとする。

3. 事業内容

(1) 「実習受け入れ施設等リスト」の作成及び公示

① 都道府県は、実習受け入れ施設及び実習受け入れ事業者(以下、「実習受け入れ施設等」という。)に対し、実習受け入れが可能な時期、定員、その他必要な事項を含んだ「実習受け入れ事業計画」(以下、「事業計画」という。)を作成・提出させ、各実習受け入れ施設等毎の実習受け入れ可能枠を把握すること。なお、「事業計画」については、原則、1年毎に作成・提出するものとし、受け入れ可能枠の変更等については、別途都道府県の定めるところにより行うよう努めること。

② 都道府県は、上記①に基づき「実習受け入れリスト」を作成し、県内の訪問介護員養成研修事業者等(以下、「研修事業者等」という。)に対し公示すること。なお、研修事業者等に対しては当該情報提供をもとに適切な事業の実施が図られるようあわせて指導を徹底すること。

(2) 事業報告及び「実習受け入れ助成金」の支給

① 都道府県は、訪問介護員養成研修事業の実施を踏まえ、事業の実施状況の

把握を行うこと。

なお、事業報告については原則「事業計画」に基づく事業終了後できるだけ速やかに行うこととするとともに、また、研修修了者については、既従事者、従事予定者の区分を行い、従事予定者については、その後の就業状況(研修修了後から1年間)を把握し、別途、都道府県の定めた提出期間等に基づき報告するよう義務づけること。

- ② 実習受け入れ施設等は、「事業計画」に基づき、下記(3)に示す対象者について実習受け入れを行った場合、都道府県への「実績報告」を行うとともに、あわせて助成金支給の協議を行うこと。
- ③ 都道府県は、実習受け入れ施設等及び研修事業者等からの既従事者、従事予定者に関する就業状況報告に基づき、実習受け入れ施設等への助成金の支給を行うこと。
- ④ 都道府県は、上記の報告に基づき、就業(見込)率等の就業状況の分析を行い、年毎に厚生労働省へ報告すること。

(3) 助成金支給対象者

指定介護老人福祉施設等の介護職員として現に従事している者、又は指定訪問介護事業所等における訪問介護員として従事することが確定(内定)している者とする。

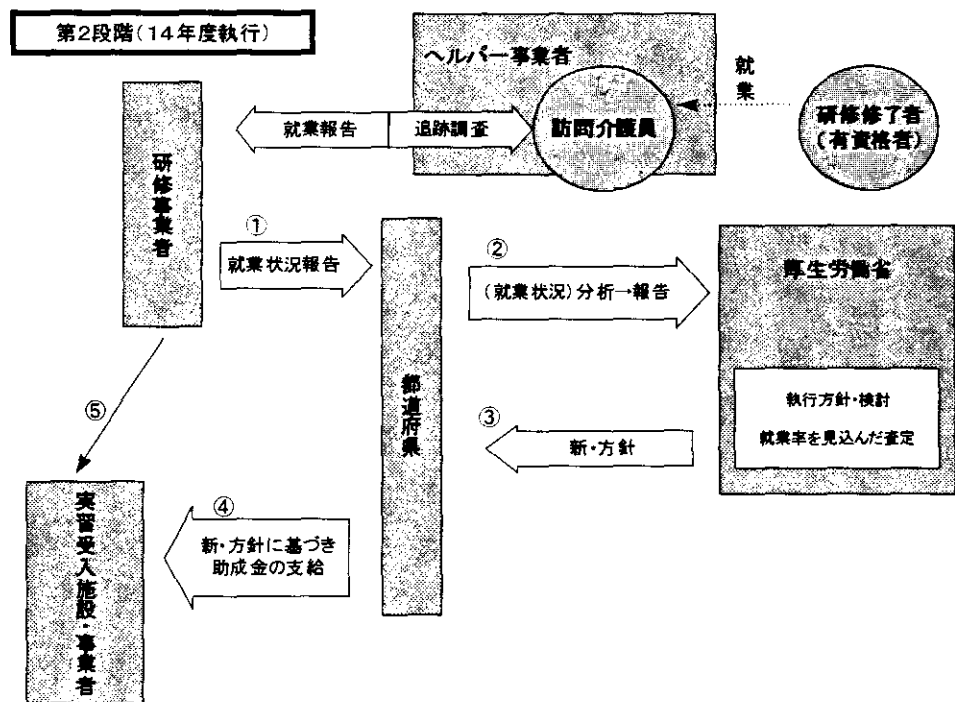
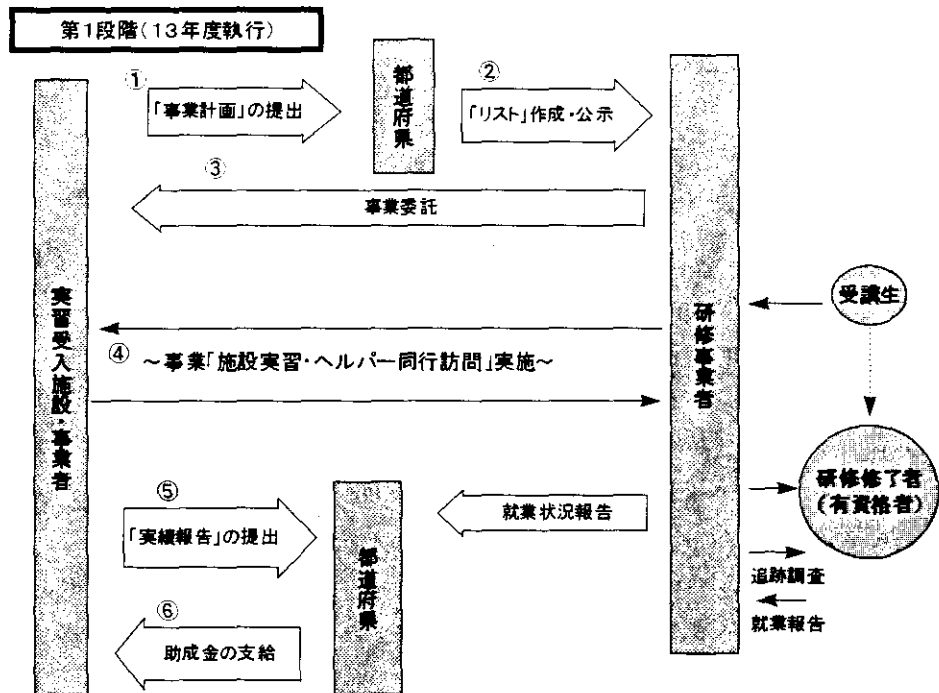
4. 経費の補助

本事業に要する経費については、別に定めるところにより補助する。(研修会開催費用のうち、教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費を除く。)

5. 実施上の留意点

- (1) 都道府県は、本事業の実施にあたっては、都道府県介護保険事業支援計画における介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項や、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第30条第3項に定める資質の向上のための研修機会の計画的な確保等の事項に係る事業者への指導の実効性を確保する手段として、適切な活用が図られるよう配慮すること。
- (2) 当該「実施要綱」に定めるもののほか、適宜、必要事項については、都道府県において定めること。

(参考) イメージ図



(19) 福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

ア 福祉用具・住宅改修研修事業について

平成12年度から「介護サービス適正実施指導事業」の「福祉用具購入・住宅改修事業者研修事業」として、都道府県、市町村が福祉用具販売事業者や住宅改修事業者に対する研修経費を計上しているところである。しかしながら、介護サービスの要となる介護支援専門員において福祉用具や住宅改修の活用が必ずしも十分に意識されていない例も見られる。

そこで、平成13年度予算案においては、今年度実施している研修事業に加え、都道府県・指定都市が介護支援専門員等を対象に、福祉用具及び住宅改修に関する知識の付与を目的とした研修経費を「介護支援専門員等研修事業」として新たに計上したので、各都道府県・指定都市においては実施に当たって介護実習・普及センターの活用を図るなど、事業の円滑な実施に向けた積極的な取り組みをお願いしたい。

事業の詳細については、別途、実施要綱でお示しする予定であるが、当該「福祉用具・住宅改修研修事業(介護支援専門員等研修事業)」の概要について、以下に記述したので参考とされたい。

(事業概要)

介護サービス適正実施指導事業

福祉用具・住宅改修研修事業

(ア) 介護支援専門員等研修事業(新規事業)

介護支援専門員等を対象として、福祉用具の導入効果、事業者との連携方法、住宅改修の導入効果等福祉用具及び住宅改修に関する知識の付与を目的とした研修の実施

(イ) 事業者研修事業(既存事業)

イ 福祉用具の研究開発及び普及について

福祉用具の研究開発及び普及に当たっては、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づく国の指定法人である(財)テクノエイド協会が、民間企業等に対して研究開発助成事業を実施し、利用者に対しては福祉用具や企業に関する各種の情報提供を行うほか、介護実習・普及センターの連絡会議の開催や介護実習・普及センター、在宅介護支援センター等において福祉用具の相談等を行う職員を対象にした研究会を、下記の予定で実施することになっているので、当該法人を積極的に活用するようご協力をお願いします。

- ・全国介護実習・普及センター連絡会議 (開催予定地:香川県)
- ・福祉用具相談担当職員等研究会 (開催予定地:東京都内)
- ・福祉用具適合性・実証研究会 (開催予定地:東京都内)

(20) 医療法の改正に伴う介護保険関係法令の改正について

介護保険においては、療養型病床群、老人性痴呆疾患療養病床等を指定介護療養型医療施設の指定対象としているところであるが、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)により、医療法について、

- ・ 病床区分の見直し(従来の「その他の病床」を「一般病床」と「療養病床」に区分。
「療養病床」については、従来の「療養型病床群」と同じ基準が適用される。)
- ・ 老人性痴呆疾患療養病床を含む精神病床に係る基準の見直し
- ・ 人員配置の特例許可の廃止

などの改正が行われ、平成13年3月1日から施行される。これに伴い、介護保険関係法令についても改正が行われたが、その要点は次のとおりである。

ア 療養病床

- (ア) 従来の「療養型病床群」に代わり「療養病床」を指定介護療養型医療施設の指定対象とする。
- (イ) 療養病床に係る指定基準の内容は、現行の療養型病床群に係る指定基準と同一であり、病床転換型の経過措置についても、対象、内容ともに変更はない。
- (ウ) 今回の改正において、既存の病院・診療所の建物内の廊下幅について、医療法

と同様に、病床転換型でなくても1.2m(両側居室の場合は1.6m)以上でよいこととする経過措置を設けた。(老人性痴呆疾患療養病棟についても同様。)

イ 老人性痴呆疾患療養病棟

- (ア) 老人性痴呆疾患療養病棟の看護職員の配置、病室面積及び廊下幅について、医療法上の精神病床に係る基準の見直しと同一の見直しを行った。
- (イ) (ア)の見直しに伴う経過措置も、既存病院の病室面積に係る経過措置(医療法:4.3m²/人、介護保険法:6.0m²/人)を除き、医療法上の経過措置と同一内容である。
- (ウ) 「病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟」に係る現行の経過措置については、ア(イ)と同様に、対象、内容ともに変更はない。

ウ 介護力強化病院

介護力強化病院が指定対象となるのは、療養病床又は老人性痴呆疾患療養病床に転換しない限り、平成15年3月31日までの特例措置であることに変更はないので、御留意願いたい。

また、各都道府県におかれては、療養環境整備計画に沿って介護力強化病院から療養病床への円滑な移行が図られるよう、今後とも引き続き御指導願いたい。

(21) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング等)事業について

本事業は、高齢者向けに配慮された公共賃貸住宅及び民間の高齢者向け優良賃貸住宅に入居している自立生活が可能で高齢者に対し、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、自立して安全かつ快適な生活が営めるよう、高齢者の在宅生活を支援するものである。

なお、平成12年10月19日老発第720号により、生活援助員の身分については、「老人福祉施設等でデイサービス運営事業を実施する法人等の職員」から「在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業者の職員であって市町村が適当と認めた者」とし

たところであるので御留意願いたい。

本事業については、厚生労働省と国土交通省が連携を図りつつ推進しているところであり、建設部局とのなお一層の連携を図られたい。

(22) 民間老後施設整備促進事業について

本事業は、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(いわゆるWAC法)」に基づき、民間事業者が疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護支援センター及び有料老人ホームからなる特定民間施設の一体的整備を行うものであり、その整備に当たっては、税制並びに資金上の優遇などの支援措置が講じられているところである。法人税の特別償却制度及び特別土地保有税については、平成13年度税制改正において、平成14年度末までの2年間の延長が認められたところであるが、特別土地保有税の対象となる事業規模が14億円以上に引き上げられる予定であるので御留意願いたい。

また、平成13年1月からの地方厚生局の発足により、本事業については、都道府県等からの意見聴取、整備計画の新規・変更認定、改善命令、整備計画の認定の取消、指導及び助言、報告の徴収等、一連の手続きに係る事務については、厚生労働本省から地方厚生局に移管されたところである。

各都道府県においては、事業の実施に際し、各地方厚生局との協議が必要となるので御留意願いたい。